



# 今後増加する、キャッシュレス化により 注意すべき資産

こたに こういち  
MUFG相続研究所 所長 小谷 亨一

## 1. デジタルマネーなど気づきにくい資産

最近、デジタル資産という言葉が聞かれる機会が増えてきていると思います。これはデジタルマネーより広範なものが対象になります。パソコンやスマートフォンなどに蓄積されている写真やブログ・SNS内の情報といったものから、最近よく聞かれる暗号資産(仮想通貨)のようなものまで、幅広くデジタル資産といわれています。

今回は、特に相続発生後の相続手続きの中で、電子マネーなどキャッシュレス社会の進行やオンラインサービスの普及により、パソコンなどに情報がありパスワードでロックされている資産など、遺された相続人にとってわかりにくい財産に関して、少し取り上げてみたいと思います。

たとえば、昔から相続が発生した際にわかりにくいものとしては、宝飾品などがありました。「大事にしていたあの指輪は、どこにしまったのかしら？」など所在がわかりにくいものの相続は苦労します。

## 2. 所在がわかりにくい資産が増えてきた昨今

たとえばネット銀行やオンライン証券など、故人がパソコン内で取引を行っていた資産は、普段から家族に取引があることを伝えていないとわかりにくいものです。郵便で案内がきているものであれば、まだご家族は、確かあったはずと記憶に残っていることもあります。最近はメール対応や必要書類の電子交付などにより郵便物があつたとしても回数が少なく、場合によっては郵便物がない可能性もあります。パソコンやスマートフォンで確認しようとしてもロックがかかっているすぐわからないこともあるでしょう。その場合は、通帳や明細を克明に確認し、振り込み等取引の痕跡から調べる必要があるなど、遺された家族には非常に認識しにくい時代になっています。

さらに、証券会社と取引していることは認識していても、その証券会社の系列ネット銀行と取引があるかどうかまでは、知らない方も多いと思います。場合によってはご本人もネット銀行と取引がある認識が薄いこともあります。



## 3. 身近なデジタル資産

身近なものとして電子マネーといわれる交通系のICカードや航空会社のマイル、〇〇ペイといわれるようなものです。これらも相続が起こった時に家族にとっては気づきにくい資産になります。仮想通貨と呼ばれる暗号資産もその中に入ります。このように技術の進歩に合わせ便利になるものの、代わりにわかりにくいものが増えていともいえます。しかも、最近はその金額も大きくなっているのが特徴です。交通系ICカードは上限が数万円ですが、マイルや〇〇ペイなどはかなりの金額になりますし、暗号資産(仮想通貨)に至っては相続税の申告に大きく影響を及ぼす場合もあります。

次ページへつづく▶

## 4. デジタル資産に対して、まずすべきこと

取引があることをご家族に知らせておくことが大切です。知らせることで、万が一の時に先方に直接問い合わせることができます。

今話題の暗号資産(仮想通貨)は、取引している取引所がわかれば、そのホームページから相続に関する手続きの申し込みができる場合もあり、残高証明を発行してもらうことも可能です。しかし、取引所により対応が異なる場合がありますので、取引を始める際に万が一の時はどうのような手続きが必要かを確認することも重要です。

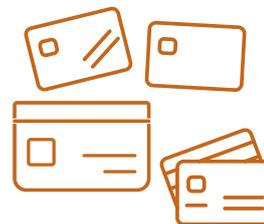
## 5. ご家族に知らせる方法

基本的にはどのような方法でも良いと思います。たとえば、エンディングノートのような何かあった時に見てほしいものに記載することでも良いでしょう。IDなどの重要な情報をどうしても伝える必要がある場合は、たとえば貸金庫の中に記載した紙を保管したり、パソコン内に保管し、パソコンのパスワードをどこかに紙で保管するなど、すぐに見つからない場所に保管する必要があると思います。

ネット銀行やオンライン証券のような金融機関であれば、遺言書にその分け方と一緒に記載しておくともわかり易いかもしれません。遺言書には、法的効果がありますので、所在を示すと同時に相続手続きにも役立ちます。交通系ICカードなどは置き場所や保管場所を決めておくことで家族もわかり易いでしょう。航空会社のマイレージなどもたまっているポイントを相続する手続きがありますので、保有していることは必ず伝えておきましょう。

## 6. 元気なうちに不必要なものの整理を

取引額が少額になった金融機関(インターネット関連に限らず)や交通系ICカードなどがそれに当たります。この際、ご注意ください。いただきたいのは、金融機関のゼロ円口座です。ゼロ円になっても解約しないと口座は残ってしまいます。必ず解約してください。



以上のように資産の承継に関しては、元気なうちにやるべきことがありますので、ぜひご参考にしてください。

### ■図表 デジタル資産の相続発生時の取扱い(主なもの)

各社により取扱いが異なるため、規約の確認や問い合わせをしてください。特に有効期限については必ず確認が必要です。

電子マネー 交通系ICカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の手続きにより残額の払い出しを請求できる。</li> <li>チャージ額に上限があるため、金額は少額。</li> <li>現金として相続財産となる。</li> <li>定期券の期間が残っている場合は早めに払い戻しを行った方がよい。</li> <li>記名式・無記名式により払い出し方法が異なる。</li> </ul>	〇〇ペイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人による払い出しが可能な場合がある。</li> <li>運営会社の問い合わせフォームから連絡し確認する。</li> </ul>
電子マネー 流通系ICカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の手続きにより残額の払い出しを請求できる。</li> <li>チャージ額に上限があるため、金額は少額。</li> <li>現金として相続財産となる。</li> </ul>	暗号資産 (仮想通貨)	<ul style="list-style-type: none"> <li>問い合わせフォームがある場合は、相続可能かどうかを問い合わせる。</li> <li>残高証明書を取り寄せることができる場合もある。</li> <li>加入時に相続時の対応を確認することが重要。</li> <li>金額が多額になるケースもあり要注意。</li> </ul>
航空系マイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空会社によっては相続可能な場合がある。</li> </ul>	クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共料金等の引き落としがされているかを確認し、各社に連絡し所定の手続きを行う。</li> </ul>

意見にあたる部分は著者の見解であり、MUFG相続研究所の見解を代表するものではありません。なるべくわかりやすくするために、大幅に省略・簡略化した表現としています。個別具体的なことについては、専門家に具体的に相談ください。本資料の無断複製、複写、転送等のご遠慮ください。

\*「MUFG相続研究所」は、三菱UFJ信託銀行が資産管理・資産承継に関する調査・研究・レポート作成等の業務を対外的に行う際の呼称です。